

## 令和7年度職場における熱中症対策説明会を開催しました！

山口署

令和7年5月27日（火）

独立行政法人労働者健康安全機構山口産業保健総合支援センターと連携し、令和7年度職場における熱中症対策説明会を開催しました。

センターの担当者から、熱中症の症状に関する解説や熱中症の予防方法等についての説明が行われました。

監督署の安全衛生業務担当者から、令和7年6月1日施行の改正労働安全衛生規則について、本改正の焦点である熱中症の疑いがある労働者が生じた際の迅速な対応を可能にするため、①体制整備、②手順の作成、③関係者への周知の3点が義務化されたことを厚生労働省が作成したパンフレット「職場における熱中症対策の強化について」を示しながら説明しました。

また、監督署の監督業務担当者からは、建設業における働き方改革として、建設業における時間外労働の上限規制（令和6年4月1日適用開始）等について説明しました。



【職場における熱中症対策の強化について】



【STOP！熱中症 クールワークキャンペーン】



【建設業における働き方改革】

